

別添

国自基第 128 号の 3  
令和 4 年 10 月 7 日

一般社団法人日本自動車整備振興会連合会 会長 殿

国土交通省自動車局長 (押印省略)

「道路運送車両法施行規則第 36 条第 5 項、第 6 項及び第 7 項の書  
面について (依命通達)」の一部改正について

標記について、別紙のとおり、各地方運輸局長及び沖縄総合事務局長あて通知  
したので、貴会 (組合) においても傘下会員 (組合員) に対し、この旨周知徹底  
方お願いいたします。

「道路運送車両法施行規則第 36 条第 5 項、第 6 項及び第 7 項の書面について（依命通達）」の一部改正について 新旧対照表

（傍線の部分は改正部分）

平成 3 年 6 月 28 日地技第 156 号

最終改正：令和 4 年 10 月 7 日国自基第 128 号

新	旧
<p style="text-align: center;">記</p> <p>1. (略)</p> <p>2. 施行規則第 36 条第 6 項関係  「当該自動車道路運送車両の保安基準第 31 条第 2 項の基準（同令第 58 条の規定に基づく告示により当該基準が適用されないこととされている自動車にあっては、当該基準に代えて適用すべきものとして当該告示に定める基準）のうち、国土交通大臣が指定するものに適合するものであることを証する書面」とは、次に掲げるものをいう。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) (1) 及び施行規則第 36 条第 7 項に係る自動車以外のもの（大型特殊自動車を除く。）にあっては、公的な試験機関において実施された試験結果を表す書面又は次に掲げる書面 <u>（ハ及びニに掲げる書面にあっては、協定規則第 154 号の要件が適用される自動車に限る。）</u></p> <p style="padding-left: 2em;">イ～ロ (略)</p> <p style="padding-left: 2em;"><u>ハ 協定規則に基づく認定証</u></p> <p style="padding-left: 2em;"><u>ニ 細目告示第 119 条第 1 項第 2 号及び第 4 号の基準に適合していることを証する書面であって、当該自動車を製作した者が証明した書面</u></p> <p>(3) (略)</p> <p>3. ～4. (略)</p>	<p style="text-align: center;">記</p> <p>1. (略)</p> <p>2. 施行規則第 36 条第 6 項関係  「当該自動車道路運送車両の保安基準第 31 条第 2 項の基準（同令第 58 条の規定に基づく告示により当該基準が適用されないこととされている自動車にあっては、当該基準に代えて適用すべきものとして当該告示に定める基準）のうち、国土交通大臣が指定するものに適合するものであることを証する書面」とは、次に掲げるものをいう。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) (1) 及び施行規則第 36 条第 7 項に係る自動車以外のもの（大型特殊自動車を除く。）にあっては、公的な試験機関において実施された試験結果を表す書面又は次に掲げる書面</p> <p style="padding-left: 2em;">イ～ロ (略)</p> <p style="padding-left: 2em;"><u>（新設）</u></p> <p style="padding-left: 2em;"><u>（新設）</u></p> <p>(3) (略)</p> <p>3. ～4. (略)</p>

附則〔令和 4 年 10 月 7 日国自基第 128 号〕

この改正は、令和 4 年 10 月 8 日から適用する。